

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	ケアプランいきがい
所在地	山梨県大月市猿橋町桂台一丁目100番地1
連絡先	TEL 0554-22-8888 (代表) FAX 0554-22-8889
事業者指定番号	1971400021
管理者名	代永 浩士
サービス提供地域	(通常の実施地域) 大月市、都留市、上野原市

2 事業所の職員体制等

職種	業務内容	人員
管理者	事業所の従事者の管理及び業務管理	1名 (常勤)
介護支援専門員	居宅介護支援業務	3名 (常勤)

※(内、1名は管理者と兼務)

3 営業(サービス提供)時間

月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時30分まで

※国民の祝日及び12月29日～1月3日までは休業致します。

※緊急の場合は時間外でも相談業務を行ないます。

(特定事業所加算取得事業所として電話等により24時間連絡が可能な体制を整えています。)

4 利用料金

① 利用料

居宅介護支援業務に関しては、原則としてご利用者の負担はございません。

※保険料の滞納等がある場合は、一旦料金を支払っていただく場合がございます。

② 交通費

通常の実施地域のご利用者については負担はございません。

通常の実施地域以外のご利用者については、要した交通費の実費を頂きます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を頂きます。

通常の事業地域を超える片道10キロメートル未満の場合 150円

通常の事業地域を超える片道10キロメートルを超える場合

1キロメートルにつき 15円を加算

5 運営方針

① 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の状況や、その置かれている環境等をふまえ要介護者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的、効率的に提供され、要介護者が有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう援助を行ないます。

② 指定居宅介護支援等の提供に当たっては、要介護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち公正中立に行います。

③ 事業の運営に当たっては、関係市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

6 提供するサービスの主な内容

① ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。

② 居宅周辺地域における居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者やご家族に提供し、ご利用者にサービスの選択を求めます。

なお、ご利用者及びご家族は、複数の居宅サービス事業者の紹介を求めることができます。

- ③ 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成致します。

なお、ご利用者及びご家族は、居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス事業者の選定理由の説明を受けることができます。

- ④ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等をご利用者やそのご家族に説明し、その意見を伺います。
- ⑤ 居宅サービス計画の原案は、ご利用者やそのご家族と協議したうえで、必要があれば変更を行いご利用者から文書による同意を得た後、交付致します。
- ⑥ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ⑦ ご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。
- ⑧ 少なくとも1月に1回ご利用者宅を訪問し、ご利用者に面接してサービスの実施状況の把握を行い、少なくとも1月に1回その記録を行います。
- ⑨ ご利用者の状態について再評価を行い、ご利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の変更等を行います。
- ⑩ 居宅サービス計画の作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、ご利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関やご利用者の主治医との連携を図ります。
- ⑪ ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合には、ご利用者の意見を尊重して、合意のうえ、居宅サービス計画の変更を行います。
- ⑫ ご利用者の意思を踏まえ、要介護認定の申請に必要な協力を行います。
- ⑬ ご利用者の要介護認定有効期間満了の30日前には要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。

7 相談・苦情窓口

- ① 当事業所相談・苦情担当（月～金曜日・8時30～5時30分に連絡ください）
当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情があった場合は、速やかに対応すると共にその内容を記録します。
- 相談担当者 介護支援専門員 代永浩士、桑原美江、田代美紀
苦情担当者 管理者 代永浩士
苦情解決責任者 理事長 相馬秀守
連絡先 ケアプランいきがい TEL 0554-22-8888

- ② その他の相談・苦情窓口
当事業所以外にも下記の相談・苦情窓口がございます。

介護保険全般に関する問い合わせ（相談・苦情）

大月市福祉介護課 介護保険担当 0554-23-8035

都留市長寿介護課 介護保険担当 0554-46-5118

上野原市長寿健康課 高齢者介護担当 0554-62-3111

介護保険サービスに関する相談及び苦情の窓口

山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口 055-233-9201

（開設日は毎週水曜日・午前9時～午後4時）

8 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密・個人情報については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後、第三者に漏らすことはございません。

しかし、あらかじめ文書によりご利用者及びそのご家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供します。

9 損害の賠償

指定居宅介護支援事業の提供にあたって、自らの責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償致します。

10 事故等緊急時の対応

指定居宅介護支援事業の提供時にご利用者に事故等が発生した場合、その他必要な場合には、速やかにご利用者のご家族等に連絡し必要な措置を講じると共に事故の状況や採った措置について記録します。

11 虐待の防止について

虐待の発生又はその再発の防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- ④ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ⑤ 虐待防止の関する担当者 管理者 代永 浩士

12 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 平成福社会
代表者役職・氏名	理事長 相馬 秀守
法人所在地・電話番号	山梨県大月市大月町真木4660番地 TEL 0554-23-0294

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明いたしました。

事業者 山梨県大月市猿橋町桂台一丁目100番地1
社会福祉法人平成福社会
ケアプランいきがい

印

説明者 介護支援専門員

印

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項の説明を受け、その内容について同意します。

年 月 日

ご利用者 住所

氏名

印

(署名者) 本人 ・ 代筆(者)

代筆理由 身体的 ・ 精神的 ・ その他(下記に具体的に記載)

(ご家族代表者) 住所

氏名

印